



知っ得! 身近な消費生活相談10 クーリング・オフの巻

クーリング・オフ

訪問販売や電話勧誘販売等、一定の取引について消費者が契約した後に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。クーリング・オフできる取引は、法律や約款等に定めがある場合に限られています。

通信販売、店舗での購入は対象外です。

こんなとき「クーリング・オフ」できる? できない?

Q1.

5日前、新聞勧誘員が自宅に来て、高齢の母がよく理解しないまま6カ月分の新聞を契約した。クーリング・オフ、できる? できない?



A. できる

訪問販売で契約した場合、契約書が交付されてから8日間はクーリング・オフができます。

Q2.

インターネット通販でTシャツを注文し、昨日届いたが、イメージと違った。クーリング・オフ、できる? できない?



A. できない

通信販売は、法律上はクーリング・オフできません。通販会社の返品ルールに従うことになります。

Q3.

A店でパソコンを買ったが、翌日、B店で同じパソコンがもっと安く売っていた。クーリング・オフ、できる? できない?



A. できない

自分で店舗に出かけて購入した場合は、クーリング・オフできません。

安城市消費生活センターでは、「消費生活」にまつわる様々な相談をお受けします

一人で悩まず、まずはお電話を! 安城市消費生活センター(☎<76>7749)

(月)火(木)金午前9時30分~午後4時(受付は午後3時30分まで) ※祝・年末年始を除く。

母子手帳アプリ「あんぴよ」登場!

☎保健センター (☎<76>1133)



妊娠から出産、子育てまでをサポートする母子手帳アプリです。ぜひご利用ください。

〈主な機能〉

● 予防接種のスケジュール管理・通知

複雑なスケジュール管理が簡単にできます。また、接種日が近づくと事前にお知らせします。

● 妊娠中の記録や子どもの成長の記録ができる

妊娠中の経過を記録できる他、子どもの体重・身長がグラフ化され、成長が確認できます。また、妊娠、出産、子育てにおけるイベントを「できたよ記念日」として写真とメッセージで残すことができ、家族間で共有することもできます。

● 安城市の子育て情報がすぐにわかる

妊娠・出産や子育てに関するお知らせやイベント情報が確認できます。

※アプリは紙の母子健康手帳を補完するものです。健診や予防接種を受ける際は紙の母子健康手帳が必要です。

〈利用方法〉

右記QRコードを読み取るか、「母子モ」HPからアプリをダウンロード。プロフィール登録画面で、安城市と登録してください。



イメージ画像



HOME



できたよ記念日